

令和 7 年第 1 0 回

座間市農業委員会定例総会

日時 令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）

午後 1 時 3 0 分

場所 座間市役所 6 F 全員協議会室

第 1 0 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 1 0 月 3 0 日、第 1 0 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森 川 保
2 草 薙 初 夫
3 若 菜 成 之
4 曾 根 将 彦
5 池 上 元 徳
6 吉 川 稔 恒

7 吉 川 充
8 小 泉 聡
9 鈴 野 伸 吾
1 1 市 川 芳 明
1 2 山 村 優 子

会議を欠席した委員

1 0 吉 川 浩 正

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第18号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第19号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第33号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時31分開会

議長 それではただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
これより、令和 7 年第10回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは本日の議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配布されておりますと
おり、定めましたのでご了承願います。なお10番、吉川浩正委員から欠席の届けが
出ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、5 番池上元徳委員、7 番吉川充委
員の両名を指名いたします。

次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第 2 諸報告でございます。資料をご覧ください。
まずは、1 の会務報告です。今回は 9 月25日から、10月29日までの概要でご
ざいます。先月、9 月25日（木）、図書館会議室におきまして、令和 7 年第 9 回
定例総会を開催しました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、3 筆の農地転用届
出、農地法第 5 条、3 件、6 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の
報告をいたしました。議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明
について 3 件20筆、農用地利用集積等促進計画について貸し手が共有で 3 名、借
り手が 1 名の合計 4 議案につきまして、ご審議・ご承認をいただきましたので、事
後、それぞれ所要の手続きをいたしました。10月10日（金）には、大和市内で
開催された「県央地区農業委員会職員事務研究会」に事務局職員が出席しました。
10月12日（日）には、日産自動車 座間事業所で開催されたひまわりフェス
タに会長が来賓として出席されています。10月15日（水）には、横浜市内で開
催された農業会議の常設審議委員会に、会長が出席されました。10月22日（水）
には、農地部会を開催し、本日の議案について現地確認と事前協議を行っています。
続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は、合計 8 件でございます。
内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせ
ていただきました。諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に日程第3、報告第18号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び、日程第4、報告第19号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より、報告を求めます。

事務局

日程第3、報告第18号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。
農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年10月30日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

続きまして、日程第4、報告第19号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年10月30日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。農地法第4条届出について、地目畑が5筆地積合計2748.61㎡、農地法第5条届出について、地目畑が9筆、地積合計914.34㎡、合計としまして、畑が14筆、地積合計3662.95㎡で届出件数が10件でございます。以上です。

議長

ただいま、まとめて報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、日程第5案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年10月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎に税務署に提出する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」でございます。

資料の3ページをご覧ください。まず申請人でございます。座間市新田宿 番

地、[]。引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年10月28日から令和7年10月30日まで。特例適用農地につきましては、新田宿にございます番号1から番号13までの田が12筆、畑が1筆の合計13筆、8,791㎡です。

場所につきましては、4ページ以降の案内図をご覧ください。

4ページは、ラーメン味来の斜向かいにございますご自宅裏の市街化区域内の田2筆、その他、新田宿の調整区域内にございます田んぼ10筆と畑1筆です。農地の状況としましては、現況写真がありますので、タブレット又はテレビモニターにてご確認をお願いいたします。

[]さんは、平成15年の相続により、新田宿の当該農地を相続し、相続税の納税猶予を受けられており、今回、引き続きの証明は7回目のご申請でございます。

農業経営としましては、専業農家の本人と、息子や親戚によりまして、水稻作や畑の管理をされております。所有する農機具は、トラクター、耕耘機、田植え機などを所有しており、耕作されています。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。本案は、先の農地部会において、協議検討されております。市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 　　はい。10月22日に部会をやりまして、検討いたしておりますので報告いたします。

概要は、ただいま事務局から説明があった通りであります。1から12までの水田につきましては、水稻作が作付けされていたあとの場所が確認できました。13の畑についてですけれども、農地部会の時点では、耕運されてなかったもので、農地部会で現地に行きまして、それで状況を確認しまして、事務局の方に農業委員会当日までに耕作するようということで指導をお願いしましたところ、私は個人的に25日の日に改めて見ましたら、綺麗に作付け、耕作されてまして、問題ないということで判断しましたので、ここで報告させていただきます。

農地部会としては、そういうことで問題ないということで意見まとめましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 　　議案第33号の地区担当委員は池上元徳委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

池上委員 　　12番までの田んぼについては、作付けがされていたり、刈り取った跡など、され

てますので、問題ないと思います。13番の方については、綺麗に耕運されてるんで、いいんじゃないかなと思います。以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。
ご質疑・ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第33号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、議案審議は全て終了しました。委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

事務局からは何かありますか。

その他

・農地パトロールの実施について

議 長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和7年第10回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時55分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

5 番 _____

7 番 _____